

都道府県高等学校就職問題検討会議実施結果

(平成17年3月卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ等)

平成16年8月現在

新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、平成14年度より、都道府県高等学校就職問題検討会議が設置されているところであり、各都道府県の同会議における「平成17年3月卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ・確認についてのあり方」等に関する検討結果は次のとおりである。

北海道（北海道高等学校就職問題検討会議 平成15年12月10日合意）

平成17年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ

北海道高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、平成17年3月新規高等学校卒業者に係る就職（生徒の応募・推薦方法）について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。

記

1 応募・推薦について

生徒の企業への応募・推薦は、推薦開始日（9月5日）から10月31日までは1人1社とするが、11月1日以降は、1人2社まで応募・推薦ができる。

2 指定校制について

企業は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、職種や仕事内容から学校・学科の指定等を行う場合は、次の事項に配慮する。

できる限り求人の共有化を進めることにより生徒の応募機会の均等を図る。

指定を受けない学校において応募希望の生徒がいる場合は、生徒の受験機会の確保に努める。

高卒者就職支援システムにおいて、求人情報を公開するよう努める。

3 校内選考について

高等学校は、生徒の進路選択能力や職業観・勤労観を最大限尊重するため、校内選考において、次の事項に配慮する。

生徒の進路希望を尊重して応募先を決定することを基本とする。

企業の応募条件を確認の上、単に学習成績や出欠状況のみの判断ではなく、生徒の意欲・適性・能力等を考慮し、総合的に判断する。

4 複数応募・推薦に伴う取り扱いについて

(1) 求人票への明記について

企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等特別の事情があるため専願者のみの応募を希望する場合や、選考過程において併願者より専願者を優先しようとする場合は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、求人票の補足事項欄に11月1日以降の応募・推薦に際し、「専願限定」又は「専願優先」と明記する。

(2) 選考結果前の応募・推薦について

選考試験を受け、10月31日までに採用内定通知がない場合は、原則として11月1日以降、1の範囲内で生徒の応募・推薦ができる。

(3) 応募社数の取り扱いについて

11月1日以降は、1の範囲内で、随時、複数応募・推薦ができる。

(4) 指定校求人との併用について

11月1日以降は、1の範囲内で、指定校求人と公開求人を併用した複数応募・推薦ができる。

(5) 公務員試験との併願について

公務員試験を受験し、10月31日までに試験結果が出ていない場合、11月1日以降、企業への応募・推薦については、1人1社の応募・推薦ができる。

(6) 選考結果の通知について

企業は、選考結果を1週間以内を目処とし、応募者が多数である等やむを得ない場合であっても10日以内に、書面により、高等学校を経由し、生徒に通知する。

(7) 採用内定に対する通知等について

生徒は、採用内定通知を受けた日から2週間以内に、高等学校を経由し、企業に対して、承諾書又は辞退書により意思表示を通知するほか、採用内定に関しては、次のとおりとする。

承諾書を提出した場合は、特別の事情等がない限り、内定は辞退しない。

「専願限定」及び「専願優先」の求人企業に応募・推薦し内定を受けた場合は、特別の事情等がない限り、承諾する。

指定校求人に応募・推薦し内定を受けた場合は、特別の事情等がない限り、承諾する。

公務員試験との併願の場合は、公務員試験の結果発表後に意思表示の通知ができる。

5 公正な採用選考について

企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。

応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。

採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で就職差別につながるおそれのある事項に留意する。

平成15年12月10日

北海道高等学校就職問題検討会議
(構成機関 省略)

青森県(青森県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月19日開催)

「青森県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

青森県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり

申し合わせる。

記

1. 応募・推薦について

平成16年度については、10月末までは1人1社制の応募・推薦とし、11月1日以降は1人2社までの応募・推薦を認める。

2. 複数応募・推薦に伴う取扱いについて

(1) 求人票への明記について

企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等、特別の事情があるため専願者のみの応募を希望する場合は、求人票の補足事項欄に11月1日以降の応募・推薦に際し、「専願限定」と明記する。

(2) 応募等について

選考試験を受け、10月31日までに採用内定通知がない場合は、11月1日以降、上記1の範囲で応募・推薦ができる。

併願応募の場合は、その旨を企業に対し伝えることとする。

(3) 公務員試験との併願について

公務員試験を受験し、10月31日までに試験結果が出ていない場合、企業の実地研修を得た場合に限り11月1日以降、1人1社の応募・推薦を認める。

(4) 選考結果の通知について

企業は、選考結果を1週間以内を目途とし、応募者が多数でやむを得ない場合であっても10日以内に、高等学校を經由し生徒に通知する。

(5) 採用内定に対する通知等について

生徒は、内定通知を受けた日から1週間以内に、高等学校を經由し、企業に対し承諾又は辞退の意思表示を通知する。

承諾した場合は、特別の事情等がない限り、内定は辞退しない。

公務員試験との併願の場合は、試験の結果後にすみやかに意思表示を通知する。

3. 公正な採用選考について

企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。

(1) 応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。

(2) 採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で就職差別につながるおそれのある事項に留意する。

平成16年3月19日

青森県高等学校就職問題検討会議

(構成機関 省略)

岩手県(岩手県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月19日開催)

平成16年度岩手県高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせについて(抄)

- 1 生徒の企業への応募・推薦は、9月中は1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦を可能とする。

宮城県（宮城県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月18日開催）

応募・推薦に関する申し合わせ

平成17年3月宮城県内高等学校卒業者の応募・推薦の円滑な実施について協議した結果、下記のとおり申し合わせる。

- 1 本県の高等学校に在籍する高校生が企業に応募する場合、9月30日以前に選考日がある企業については従来どおり、1人1社のみ応募とし、10月1日以降に選考日がある企業については、県内外を含めて1人3社まで応募・推薦を可能とする。
ただし、県外企業に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせ数の範囲内とする。
- 2 安定所は、企業から求人票の提出があったとき、複数応募制の趣旨説明を行った上で、複数応募の可否について確認し、求人票に次のとおり表示する。
 - (1) 複数の企業への応募を認める企業については「併願応募可能」と表示する。
 - (2) 複数の企業への応募者を不可とする企業については「専願者の応募を希望する」と表示する。
- 3 企業は、採用選考に当たって生徒の適性・能力を重視した選考を行い、適性や能力に関係のない併願応募の有無等の質問は行わないこととする。
- 4 企業は求人票に選考月日・選考方法・採否決定期日を明示し、選考後は速やかに採否を決定し、概ね1、2週間以内を目途に本人及び学校長に対して通知すること。
生徒が、企業から内定を受けた場合は、速やかに就職先を決定し、高等学校を經由し企業に対して内定の承諾又は辞退の意思表示を行うものとする。

平成16年3月18日
宮城県高等学校就職問題検討会議
構成委員（省略）

秋田県（秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会 平成16年4月22日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業者の就職に係る応募・推薦に係る申し合わせについて（抄）

1 「複数応募制」について

生徒は、応募・推薦の当初の段階から3社まで応募することができる。（ただし、県内事業所に応募・推薦する場合に限る）

高校は、生徒が適切な職業選択ができるよう、望ましい勤労観・職業観の一層の育成に努める。
労働局及びハローワークは、県内企業への周知・理解に努め、一層の導入促進を図るほか、県及び関係機関と連携して生徒の職業意識形成支援に努める。

山形県（山形県高校就職問題検討会議 平成16年4月26日開催）

平成17年3月高等学校卒業者の就職問題に関する申し合わせ（抄）

4 推薦及び選考開始の時期について

（3）高等学校は、求人に対する応募・推薦を平成15年9月30日までは、一人について一社に限定するが、平成15年10月1日以後、選考日の事業所に3社以内の応募・推薦を可能とすること。

福島県（福島県高等学校就職問題検討会議 平成16年5月12日開催）

福島県高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ（抄）

5 推薦及び選考開始の期日について

（途中省略）

なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は一社とし、平成16年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、事業主の承諾を得た場合に限り、一人の生徒が同時に二社まで応募できることとする。

茨城県（茨城県高等学校就職問題検討会議 平成16年4月22日開催）

申し合わせ（抄）

第1 求人受理及び推薦、選考時期等について

2 新規高等学校卒業予定者

（4）推薦は、平成16年9月5日以降（文書到達主義）とし、選考開始の時期は平成16年9月16日以降であること。なお、平成16年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。

ただし、高卒用求人票に安定所の確認を受けた求人票（同写）によらない求人申込みに対しては、高等学校は生徒の推薦を行わないものであること。

栃木県（栃木県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月22日開催）

応募・推薦方法について（抄）

応募・推薦方法について、推薦開始の時点（9月5日）では1人1社とし、10月16日以降は1

人2社までの複数応募を可能とする。

群馬県（群馬県高校就職問題検討会議 平成16年3月18日開催）

（抄）

群馬県においては、高校生の就職出願に係る応募・推薦に関して、従来の一人一社制の就職慣行を見直し、平成15年度以降の取扱いを次のとおりとすることを申し合わせ、確認する。

高校生の就職出願に係る応募・推薦は、第一次選考までは従来どおり一人一社制とし、10月15日以降は一人三社までの応募・推薦を可能とする。

埼玉県（埼玉県高等学校就職問題検討会議 平成16年1月27日開催）

埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

平成16年1月27日申し合わせ

平成16年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦（原則2社まで）を認める。

埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

1 複数応募・推薦の方法について

（1）9月中に採否の確認が取れていない場合の、10月以降の取り扱いについて

9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出不い場合、10月1日からの応募・推薦について、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

（2）10月以降の取り扱いについて（併願者を可とした求人）

10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連絡があった場合は、次のとおりとする。

A社採用決定・B社連絡待ち

B社の連絡を待ち、2社とも採用の場合はA社・B社のいずれかを選択する。

A社不採用・B社連絡待ち

C社に応募・推薦できるものとする。

（3）単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について

単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

2 内定の承諾

2社から内定を得た場合の取り扱いについて

生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、学校から内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

千葉県（千葉県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月12日開催）

平成16年度高等学校卒業予定者に係る確認・申し合わせについて（抄）

・ 応募・推薦等について

1. 推薦開始日（9月5日）からは1人1社のみに応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を可能とする。
2. 2社から内定を得た場合については、速やかに就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。
3. 事業主がハローワークへ求人申し込みを行う際に、10月1日から併願を可能とするかどうかをハローワークにおいて、確認するものとする。
4. 申し合わせ事項については、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。

東京都（東京都高等学校就職問題検討会議 平成16年1月7日開催）

「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて（抄）

平成16年度については、推薦開始日からは1人1社のみに応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

神奈川県（神奈川県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月29日開催）

「神奈川県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて（抄）

平成16年度については、推薦開始日からは1人1社制のみに応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

新潟県（新潟県高等学校就職問題検討会議 平成16年1月19日開催）

平成15年度第2回新潟県高等学校就職問題検討会議確認事項

平成16年度以降、採用選考開始から10月31日までは応募・推薦は一人1社とし、11月1日からは一人2社まで応募・推薦を認めることについて、下記事項を確認をするものとする。

- 1 対象となる生徒
複数応募できる対象者は、10月31日までに採用が内定していない者とする。
ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない者は対象外とする。
- 2 対象企業
11月1日以降に採用試験を実施する全ての企業とする。
- 3 他都道府県への応募について
11月1日以降選考日の県外応募については、応募先都道府県の申し合わせ事項に基づくとともに、県内外を含めて受験できる企業数は、本県申し合わせ事項による2社以内とする。
- 4 その他
 - (1) 企業は、内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取り扱うこととする。
また、採用選考の結果を速やかに通知するものとする。
 - (2) 入社承諾書を提出した生徒は、内定辞退や他社への応募は行わない。
また、入社承諾書を提出した場合は、同時に応募・受験している企業に対し速やかに辞退の旨を報告する。

平成16年1月9日

新潟県高等学校就職問題検討会議

富山県（富山県高等学校就職問題連絡協議会 平成16年4月28日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業予定者に関する申し合わせ

生徒の応募・推薦について

- 10月31日までは現行どおり一人一社とし、11月1日以降は一人三社まで応募・推薦を認める。
- (1) 対象生徒
対象となる者は、10月31日までに採用が内定していない生徒とする。
ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない生徒は対象外とする。
 - (2) 対象企業
対象となる企業は、11月1日以降に県内で採用試験を実施するすべての企業とする。
 - (3) 公務員試験との併願
11月1日以降は、公務員試験と企業の採用試験との併願を認める。
 - (4) 他都道府県への応募について
生徒が他都道府県の企業に応募する場合の取扱いについては、当該都道府県の申し合わせ等によってなされることが望ましいこと。

石川県(石川県高等学校就職問題連絡協議会 平成16年5月28日開催)

申し合わせ事項(抄)

複数応募・推薦の扱いについて

平成17年3月新規高等学校卒業予定者の応募・推薦方法は、
第一段階は、従来どおりの一人について一社とし、
第二段階として、11月1日以降は複数応募・推薦を可能とする。

福井県(福井県新規高卒者就職問題検討会議 平成16年3月16日開催)

平成16年度 新規高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせ事項(抄)

1 複数応募等就職慣行の見直しについて

(1) 応募・推薦の取扱いについて

平成17年3月新規高等学校卒業予定者の求人企業への応募・推薦については、平成16年10月15日までは従来どおり一人一社制とし、同年10月16日以降は複数応募・推薦を可能とする。(15年度と同様)

なお、平成17年度以降の取扱いについては、16年度における状況の検証を踏まえて検討する。

(2) 指定校制について

企業は一定の合理性のある場合を除いて、特定の学校を指定することなく、より多くの学校から応募の機会が与えられるよう今後も努力する。

(3) 校内選考について

学校において、生徒の進路選択能力の形成や望ましい職業観・勤労観の育成を図るとともに、職業適性を考慮しつつ、学業成績に偏ることなく総合評価により適切に対応していくよう今後も努力する。

山梨県(山梨県高等学校就職問題検討会議 平成16年5月26日開催)

申し合わせ

1. 応募・推薦等について

(1) 平成17年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦については、平成16年10月14日までは一人一社のみのお応募・推薦とし、平成16年10月15日以降は複数応募・推薦を可能とす

- る。
- (2) 企業においては、平成16年10月15日以降においても採用選考機会の拡大に努めること。
また、求人が充足・取消となった場合においては、速やかに学校及びハローワークへ連絡を行うこと。
 - (3) 複数応募・推薦に伴い、複数の企業から内定を得た場合に生じる生徒側からの採用辞退に対して、企業側の理解を求めること。

長野県（長野県高校就職問題検討会議 平成16年1月申合せ）

平成17年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方についての申合せについて

平成16年1月
長野県高校就職問題検討会議

平成17年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方等について、就職活動の秩序を維持し、生徒の就職指導が一層円滑に行われるよう、下記のとおり申し合わせる。

記

- 1 平成17年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方について
 - (1) 平成16年10月15日までは一人1社の応募・推薦とし、10月16日からは一人2社までの複数応募・推薦を認めることとする。
 - (2) 「指定校制」については、特定の技能を必要とする場合を除いて原則廃止することとし、応募・推薦を希望する生徒に広く門戸を開くこととする。
 - (3) 「校内選考」については、生徒の志望を尊重することを基本とし、特定企業への応募の集中を防いだり、生徒の適性等を見極めたりする面から、適切に対応することとする。
- 2 平成16年度における取扱について
 - (1) 平成16年10月15日までは、高等学校における生徒の応募・推薦については、一人1社とする。
なお、応募を1社に絞り込む過程において、「応募前職場見学」を積極的に活用することとする。
 - (2) 平成16年10月16日以降については、高等学校における生徒の応募・推薦は一人2社まで認めることとし、運用に当たっては次の事項に留意する。
単願者のみの応募を受け付ける企業もあると思われるため、併願を希望する場合は、求人票等によりその求人者の意向を充分確認すること。
なお、長野県内の企業の高卒求人については、公共職業安定所において、求人受理時等に「10/16以降単願のみ又は併願可」について確認することとする。
併願者であることについては、企業に対して選考時に伝えることを原則とし、応募の段階では伝える必要はないこととする。
なお、応募に際して企業から照会された場合は、求めに応じることとする。

平成16年10月15日以前に内定を受けた場合は、それ以降の応募・推薦はできない。

平成16年10月15日以前に選考結果が「否」となっている場合、又は10月15日以前には応募していない場合に限り、10月16日以降複数応募・推薦を可能とする。

また、10月15日以前の応募に対して10月16日以降にその選考結果が「否」となった場合は、その結果が判明した日付をもって複数応募・推薦を可能とする。

公務員と民間企業の併願については、と同じ扱いとする。

応募者が内定を受けた場合、できるだけ速やかに「内定受諾書」を提出する。また、複数応募をしている場合は、第1希望である企業に対して、学校指定の「内定受諾書」を提出するとともに、他の応募企業に対し「辞退書」を提出することとする。

なお、「内定受諾書」を提出した場合は、特別な事情が生じた場合を除き、内定を辞退できないこととする。

岐阜県（岐阜県高等学校就職問題検討会議 平成15年2月4日開催）

岐阜県高等学校「就職慣行申し合わせ」について

岐阜県内における高等学校卒業者の就職慣行については、従来から「一人一社制」「指定校方式」が永年にわたる企業と高等学校とのルールとして確立されてきたところであるが、今後の高等学校生徒の減少傾向のなか、就職希望者についても減少が考えられ、また、企業においても、即戦力の中途採用・大卒採用に重点が移っていくことが考えられる。

将来的には、生徒自らが就きたい仕事を探すための自由応募方式にならざるを得ない状況にあるが、企業サイドにおいては、採用コストの問題、教育現場としては、学習時間の確保の問題等もあり、当面は、両者の混乱を避けるために、自由応募にたどり着く過程として、両方式の併用を採り入れることとし、次のとおり就職慣行申し合わせについて合意する。

- 1 就職慣行の見直しにあたって、9月16日からの企業の選考開始にかかる応募・推薦にあたっては一人一社（一人一社制）とし、12月1日以降の応募・推薦にあたっては、2社の応募・推薦を可能とする。
- 2 実施対象は平成17年3月高等学校卒業予定者からとする。
- 3 円滑な実施を図るため、高等学校・企業・行政が互いに次の事項を確認する。
 - (1) 応募に関する採用内定については、できるだけ、速やかに応募者（学校を含む）に通知されるよう最大限企業サイドに協力を求める。なお、学校サイドにおいても、企業に対し、採用内定にかかる内諾・辞退を速やかに行うよう徹底する。
 - (2) 企業が学校を指定して求人募集を行う「指定校方式」については、均等な就職機会の観点から、必ずしも望ましいものではないが、従来から培ってきた企業と学校の信頼性、就職や仕事内容等から学校・学科の指定等一定の合理性が認められることを考慮し、当面は継続することとするが、できる限り求人共有化を進めることにより生徒の就職機会を図っていく。
 - (3) 高校生の職業意識の啓発については、「若年者雇用問題検討会議」の場において引き続き検討していくこととし、教育現場においても職業観・勤労観の意識の高揚を図るため、指導を徹底する。

岐阜県高等学校就職問題検討会議

静岡県高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ

公立高等学校・私立高等学校・経済関係団体及び行政関係者で構成する「静岡県高等学校就職問題連絡協議会」（以下「協議会」という。）において、平成15年度の申し合わせ事項の検証を行い、平成16年度の取扱いについても、平成15年度の申し合わせ事項を引き続き継続することとする。
なお、平成17年度の取扱いについても、平成15年度の申し合わせ事項を継続することとする。

記

（平成14年12月4日協議会申し合わせ事項）

平成15年度以降の就職慣行（指定校制・1人1社制・求人推薦依頼数の3倍枠制）の取扱いについては、以下のとおりとする。

1 10月31日までの取扱いについて

従来どおりとする。

- (1) 求人の申込は指定校求人及び公開求人とする。
- (2) 求人の推薦依頼数は概ね求人数の3倍までとする。
- (3) 応募については1人1社制とする。

2 11月1日以降の取扱いについて

指定校求人と公開求人とを併用し、複数応募を可能とする。

- (1) 指定校求人継続するか公開求人かを求人者が選択する。
- (2) 応募については、1人3社までの応募を可能とする。

3 11月1日以降の取扱いの細部について

(1) 指定校求人とする場合

従来どおりとする。（*1）

(2) 公開求人とする場合

推薦依頼数の規定を設けないこととする。

(3) 複数応募について

10月31日以前に選考試験を受け、10月31日までに選考結果が出ていない場合についても、上記2の(2)を適用する。

11月1日以降については、随時1人3社までの応募を可能とする。

具体的には、11月1日以降に3社応募し1社不合格となった場合、応募数は2社となるため、その時点で新たに1社応募できることになる。

また、指定校求人については1人1社とし、公開求人を2社まで応募することを可能とする。

ただし、指定校求人による企業から内定を受けた場合は、指定校求人を優先する。

なお、内定を受けた企業が第1希望である場合は、第2希望以下の企業に対して、速やかに応募を辞退する旨の通知をする。

11月1日以降の選考結果の発表期限は2週間以内とし、企業は高等学校を經由して生徒に対して選考結果の通知をする。

特に事情がある場合は、学校側の理解を得ておくこと。

11月1日以降、複数の企業から内定を受けた場合には、生徒は届いた日から2週間以内に高等学校を經由し、企業に対して内定承諾書及び辞退書により意思表示の通知をする。

なお、内定承諾書を提出した場合は、特別の事情がない限り内定辞退はできないものとし、内定及び応募に関する辞退書については、県下統一様式を作成する。

4 公務員試験と民間企業の併願について

10月31日までは、従来どおり併願は認めないこととする。

ただし、11月1日以降公務員試験の結果が出ていない場合は、公開求人から2社の応募を可能とする。

5 企業等への周知について

企業に対しては、10月31日までに出来る限り選考結果を出すようハローワークが年度当初に開催する学卒求人説明会及び、高卒求人受理時等を利用して周知を図る。

また、11月1日以降は複数応募が可能となる等の取扱いの見直し点についても周知するとともに、学卒求人のルールブック「求人のしおり」に掲載し周知を図る。

(*1) 1人1社

愛知県（愛知県就職問題連絡協議会 平成16年5月14日開催）

平成17年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等についての申し合わせ（抄）

5 新規高等学校卒業者の採用・選考に係る就職慣行等について

(1) 「一人一社制」について

11月末までの応募・推薦は、「一人一社制」とし、12月1日以降の応募・推薦にあたっては「一人二社」まで応募・推薦を可能とする。

(2) 応募・推薦等について

ア 11月30日までに選考結果が出ていない場合について

「一人二社」まで応募・推薦を可能とする。

（具体的には、もう1社応募・推薦が可能となる。）

イ 他都道府県の企業に応募・推薦する場合の取扱いについて

応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。

ウ 公務員と民間企業の併願について

11月30日までは、従来どおり認めないこととする。

ただし、12月1日以降でまだ公務員試験の結果（国家公務員の場合は、具体的な官公庁の

採用内定をいう。)が出ていない場合は、一社の応募・推薦を可能とする。

エ 選考結果の通知期限について

企業は、選考後、結果を速やかに通知する。(原則として7日以内)

オ 内定の承諾、または辞退について

生徒は、内定通知受領後、ただちに就職先を決定し、内定の承諾、または辞退について学校を經由して当該企業に連絡する。

また、学校は、内定を承諾した生徒が他の企業に応募中(選考中)である場合は、当該企業に応募辞退の旨を速やかに連絡する。

カ 指定校求人による企業から内定を受けた場合の優先について

応募者の意向を尊重して決定する。

キ 各学校は、すべての未内定者に対して二社を応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、指導するよう留意する。

三重県(三重県新規学校卒業生就職問題検討会議 平成16年4月28日開催)

申し合わせ(抄)

三重県新規学校卒業生就職問題検討会議

7 新規高等学校卒業生を対象とする複数応募・推薦制について

平成16年度(平成17年3月高等学校卒業生)より選考開始日から10月31日までは一人一社のみでの応募・推薦制とし、11月1日以降については、1人につき2社までの応募・推薦を可能とする。

滋賀県(滋賀県高等学校就職問題検討会議 平成15年12月16日開催)

滋賀県高等学校就職問題検討会議

平成15年度(2003年度)

平成15年度滋賀県高等学校就職問題検討会議(以下「検討会議」という。)において、平成14年度検討会議最終報告の申し合わせ事項の検証が行われ、平成16年度以降についても平成14年度申し合わせ事項を継続することが承認された。

滋賀県高等学校就職問題検討会議平成14年度(2002年度)

最終報告(抜粋)

1. 応募・推薦枠拡大について

応募・推薦枠拡大に関する検討結果

当検討会議においては、学校側、企業側の意見等を踏まえ、十分に検討した結果応募・推薦枠を3倍とするとの結論に達した。

応募・推薦枠を3倍とすることにより、各公共職業安定所においては、求人者へ出来る限り、指定校数を増やすよう要請を行う。

各高等学校は、積極的に指定校拡大に係る取組みを行う。

2. 複数応募制について

複数応募制に関する検討結果

(1) 複数応募制に係る応募可能事業所数等について

求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる1次選考までは、1人1社制、応募推薦枠3倍は厳守する。

10月1日以降の未充足求人には、複数応募(2社)を可能とする。

ただし、10月1日時点(9月末の充足状況確認時)で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあつては、指定校の範囲内での複数応募となる。

同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあつては、指定校以外を含めての複数応募とする。

(2) 複数応募の場合の生徒の意思表示について

最初の応募求人について、内定の連絡(文書に限らない)があつた場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から7日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。

(3) 複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて

各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。

なお、10月1日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。

(4) 複数応募制に係る生徒の就職内諾について

複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就職内諾
「併願可」事業所2社へ応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所併に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

* 事業所は、選考結果を、原則として選考後3日以内、遅くとも1週間以内に、必ず出身校を通じ応募者本人に、速やかに通知する。

* 生徒は、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

(5) 高等学校における指導に係る留意点

10月1日以降の未充足求人については、複数応募(2社)が可能となったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、複数応募により、より一層効果が出ると思われる案件に限り複数応募を行うよう十分に留意する必要がある。

京都府(京都府高等学校就職問題検討会議 平成16年1月16日開催)

平成15年度より応募・推薦については、11月1日以降、複数応募(1人2社)を可能とする。(10月31日までは1人1社制)

大阪府(大阪府高等学校就職問題検討会議 平成15年12月22日開催)

平成16年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る申し合わせ事項について

1 一人一社制について

平成16年度における複数応募・推薦の取り扱いについては、1月以降に実施する合同求人説明会に限り複数応募・推薦を可能とする。

複数応募可能件数等の詳細については、今後調整することとする。

2 応募前職場見学について

生徒の職業選択にあたり有益なことであるため、平成16年度においても、事前選考の防止という学校と企業側の共通認識に基づいたルールに則り、応募前職場見学を積極的に実施していくこととする。

3 インターネットによる求人公開について

平成15年度同様、求人の公開を希望する企業の求人については、全国的取扱いに従い平成16年7月1日より高卒者就職支援システムにおいて公開することとし、府内高等学校においても、同システムを平成16年7月1日より活用し公開求人情報等を閲覧する。

兵庫県(兵庫県高校就職問題検討会議 平成16年1月23日開催)

兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申し合わせ

高等学校卒業予定者の就職環境は、近年の経済・産業構造の変化等により求人数は大幅な減少傾

向となる一方、高校生の職業意識の変化も顕著になっている。

このため、学校関係者、経済団体等代表者、行政関係者で構成する「兵庫県高校就職問題検討会議」は、生徒の就職機会の均等・拡大を期するとともに、将来を担う高等学校卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、健全な学校教育と学習環境を確保するため、平成16年度の高等学校卒業予定者の就職慣行の取り扱いを下記のとおりとし、平成17年度以降の取り扱いについては、平成16年度の実施状況等を踏まえて再検討することとしました。

記

1 1人1社制（1人の生徒が一時に応募・推薦する企業を1社に限定する制度）

（1）10月31日までは従来どおりの取り扱いとする。

応募・推薦は、1人1社とする。

対象求人は、指定校求人及び公開求人とする。

公開求人は、高卒者就職支援システムにより7月1日から公開することとし、推薦依頼数を限定しないものとする。

（2）11月1日以降は複数応募ができるものとする。

応募・推薦は、1人2社までの複数応募を可能とする。

対象求人は、指定校求人及び公開求人とする。

未充足の指定校求人は、企業の意向に基づき公開求人に変更できるものとする。

公開求人は、高卒者就職支援システムにより公開することとし、推薦依頼数を限定しないものとする。

10月31日までに応募し、採否結果が出ていない場合も複数応募を可能とする。

複数応募し1社が不採用となった場合、新たに1社への応募を可能とする。

応募した2社から採用内定通知を受けた場合は、速やかにいずれかを選択し、それぞれの企業に通知する。

県外企業への応募は、企業の所在する都道府県（都道府県とは、求人受理安定所を管轄する都道府県をいう。）の取扱いに合わせるものとする。

2 企業・学校関係者への周知

求人企業への周知は、ハローワークが毎年開催する「求人説明会」及び求人申し込み受理時等に行うものとする。

学校関係者への周知は、教育委員会が行うものとする。

（内容）

イ、11月1日以降、複数応募が可能となること

ロ、採用選考後、出来るだけ早期（1週間から10日以内）に採否通知を出すこと

3 その他

校内選考（応募希望者数が推薦依頼数を上回っている場合などに、適性を考慮するなどにより応募者数を調整するもの）は、従来どおりとする。（継続審議）

関係者による高校生を対象とした求人申し込み及び採用枠の拡大を積極的に依頼することとする。

応募前職場見学会の積極的な実施についてハローワークが事業主に働きかける。ただし、事前選考につながらないように配慮すること。

奈良県（奈良県高等学校就職問題検討会議 平成16年2月23日開催）

奈良県における高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申し合わせ

1 複数応募・推薦開始期日等

・平成16年度以降、10月末までは一人一社、11月1日以降一人二社までの複数応募・推薦を可能とする。

・複数応募できる事業所は、高卒用求人票に「11月1日以降併願可」の表示をしている事業所とする。

2 事業所に対する周知

安定所においては、求人説明会及び求人受理時に、「11月1日以降併願可」とする事業所に対しては、内定生徒からの採用辞退がありうる。さらに、応募者の採否で単願・併願が影響することがないように周知、理解を求める。採用内定辞退となっても事業所は、高校にペナルティを課さないよう併せて理解を求める。

3 入社承諾等の取り扱い

併願の場合、最初の内定連絡（文書に限らない）があれば、この日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

和歌山県（和歌山県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月22日開催）

和歌山県高等学校就職問題検討会議における平成17年3月高等学校卒業予定者に係る申し合わせ等について（抄）

平成17年3月高卒者に係る取扱いについて

平成16年9月中は、従来どおり一人一社のみの応募・推薦とする。

平成16年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦を可能とする。

鳥取県（鳥取県高等学校就職問題検討会議 平成16年1月23日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業者に係る応募・推薦方法について
（鳥取県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項）

鳥取県高等学校就職問題検討会議

鳥取労働局及び鳥取県教育委員会事務局は、経済団体、高等学校の代表者及び関係行政機関で構成する「鳥取県高等学校就職問題検討会議」を平成16年1月23日に開催し、複数応募制（同時期に一人の生徒が複数の事業所に応募できる制度）等、いわゆる高校生の就職慣行の見直し等を検討したところですが、下記のとおり申し合わせ等を行いましたので、事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1 応募・推薦について

平成17年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦方法については、平成16年9月30日まで
は、一人一社のみのお応募・推薦とし、平成16年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦を
可能とする。

2 求人票の記入について

求人票の「12補足事項」欄に10月1日以降複数応募の可否を明記する。

3 指定校制について

学校を指定して求人する事業主に対しては、就職機会の均等を確保する観点から、学校を指定
しないよう、公共職業安定所等において引き続き、理解・協力を求めていくこととする。

4 その他

(1) 採否の結果については、速やかに学校に通知するよう引き続き、事業主に理解・協力を
求めていくこととする。

(2) 生徒が希望する事業所に応募できるよう、学校に対する推薦人数枠を設けないよう事業
主に理解・協力を求めていくこととする。

島根県（島根県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月26日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業予定者に係る応募・推薦について（抄）

（島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項）

1 応募・推薦について

平成16年10月31日までは、一人一社のみのお応募・推薦とし、平成16年11月1日以降は、
一人二社まで応募・推薦を可能とする。

推薦にあたっては、専願・併願の区別は求人者に知らせないこととし、求人者に併願である旨の了
承を得る必要はないこととする。

2 採用・選考について

求人者には、平成16年11月1日以降のお応募者の選考を行おうとする場合、併願者もありえるこ
とを周知のうえ理解を求めることとするが、求人者は応募者に対し専願・併願の別は聞かないことと
する。

3 求人活動について

内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取扱うこと。

岡山県（岡山県高等学校就職問題検討会議 平成15年3月27日確認）

一人一社制の見直しについて（抄）

1 複数応募・推薦制の導入意義について

新規高等学校卒業予定者を取り巻く最近の就職環境は極めて厳しく、求人数の減少に伴い求人倍率が著しく低下し、就職機会の選択肢が大きく制限されていることなどから、就職内定率が過去最低の水準で推移している状況にある。

また、高校生が希望に合致した職業の選択ができないため、早期の離職者が多数発生している実態も見受けられる。

このため、岡山県高等学校就職問題検討会議においては、現在の一人一社制を見直し、就職希望者の選択肢を拡大させるとともに、早期離職を防止するため、複数応募・推薦制を導入する必要があると考える。

このことは、企業にとっても、求人ニーズに適した高校生を選択・採用できる環境が整備されるものである。

なお、複数応募・推薦制導入による短所も存在するため、一定の担保措置を考慮するものとする。

2 一人一社制の見直し案について

平成15年度から、9月16日の選考開始から10月末までは一人一社制を従来どおり維持するが、11月1日以降は複数応募・推薦を可能とする。

3 11月1日以降複数応募・推薦制を導入することの根拠について

9月16日又は10月1日以降複数応募・推薦制を導入することは、下記の理由により現在の岡山県内の状況においては不可能であり、11月1日以降複数応募・推薦制導入が最善の方策であると考えられる。

(1) 9月16日の選考開始当初から応募・推薦企業数の制約を完全に撤廃すると、応募者数が著しく増大する一方で、複数の内定を得る生徒が多数発生し、これらの生徒が必然的に内定を辞退するため、現行の仕組みに比べ、企業の充足率が大幅に低下する危険性がある。

また、現在のように、採用選考開始日当日に選考を実施している企業が選考日を拡散させることは困難であり、この時期に複数応募・推薦制を導入しても、事実上機能しないものと思われる。

(2) 10月1日以降複数応募・推薦制を可能とした場合、現状では、多くの企業が選考期日を9月に設定しており、10月1日段階では選考結果が確定しておらず、二次応募そのものが不可能となってしまう場合も予想される。

(3) 就職内定率については、毎年10月末現在で50%を超える傾向にあり、10月末までは内定・充足の量的確保を目的とし、11月1日以降は応募・選考機会の拡充を目的とする。

4 学校及び企業の対応における変更点

(1) 学校

生徒の希望を優先して受験させることを原則とする。

10月末までは、従来どおり一人一社応募とし、11月1日から複数応募を可能とする。複数応募する際の企業数は、特に限定しない。

10月末までに企業を受験し、採用内定通知を受けた生徒は、以後、他企業の採用試験に応募することはできない。

10月末までに企業を受験した生徒は、結果が判明するまで他企業の採用試験に応募することはできない。

「専願」を指定した企業から内定通知を受けた生徒は、11月1日以降においても他企業への応募はできない。

(2) 企業

企業は、求人票を公共職業安定所に提出するとき、11月1日以降の求人について、他企業との「併願可」か、「専願」かを明記する。

6 複数応募・推薦制の導入後の対応について

平成15年度から、11月1日以降は複数応募・推薦を可能とするが、複数応募・推薦制導入後は、当分の間、当該取扱いの推移を見守ることとする。

広島県（広島県高等学校就職問題検討会議 平成16年4月28日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業予定者の就職に係る応募・推薦の在り方について

1 一人一社制について

高校生の就職に当たっては、生徒の複数応募・推薦を認める。

ただし、選考開始日から9月30日までの期間は、一人一社制を維持する。

2 指定校制について

高卒者就職支援システム上での求人情報の公開を促進するなどして、指定校以外の学校からの応募も可能となるように努める。

山口県（山口県高等学校就職問題検討会議 平成16年2月17日開催）

平成15年度山口県高等学校就職問題検討会議 まとめ

1 平成16年度応募前職場見学について

応募前職場見学を実施する

趣旨

就職を希望する生徒が、応募前に直接事業所を訪問し、求人票に記載されていない内容等を確認することは、自己の個性・適性に合った職種や応募先を決定する上で効果的である。

実施に当たっての留意事項

新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領に従い実施するものとする。

対象生徒は、当該企業への応募を検討中、若しくは学校からの推薦を得て応募する予定のものに限る。

見学期間は、原則として夏季休業中とする。

原則として、教員の引率のもとで実施する。

2 平成16年度就職慣行について

10月1日以降は一人二社までの複数応募・推薦を可能とする

趣旨

新規高卒者の就職を取り巻く環境が変化中、生徒の意志等に基づく職業及び事業所の選択・決定を効果的に実施するため、応募・推薦の機会を拡大する。

実施に当たっての留意事項

生徒が作成する履歴書の備考欄に「専願」・「併願」の別を明記する。

併願可の求人事業所は求人票に、「併願可」を記入する。

山口県総務部学事文書課及び山口県教育庁指導課は、高等学校等に対して、趣旨及び複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図る。

山口労働局職業安定部職業安定課、各公共職業安定所及び経済団体等は、県内の求人事業所に対して、複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図るとともに、理解、協力を求める。また、求人枠の拡大、選考結果の早期通知（10日程度）について要請する。

徳島県（徳島県高等学校等就職問題検討会議 平成16年5月18日開催）

「徳島県高等学校等就職問題検討会議」の申し合わせについて

徳島県高等学校等就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり申し合わせを行うこととする。

平成16年度については、10月末までは1人1社制の応募・推薦とし、11月1日以降は指定校制をはずし、1人2社までの複数応募・推薦を可能とする。

平成16年5月18日

徳島県高等学校等就職問題検討会議

香川県（香川県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月5日開催）

高校生の就職指導及び支援について合意

香川労働局の調査では、県内の平成16年3月新規高校卒業予定者に係る就職率は、平成16年1月末現在で対前年同月比1.2ポイント増の85.5%となっていますが、就職未内定の生徒が200余名あり、依然厳しい状況となっています。

この厳しい就職環境に鑑み、学校・事業主団体・行政の関係者からなる「香川県高等学校就職問題検討会議」を開催して協議を行った結果、香川県内の平成17年3月新規高校卒業予定者に関する就職指導及び支援について、下記のとおり合意が得られました。

記

1.平成15年度第2回香川県高等学校就職問題検討会議

開催日	場所
-----	----

2. 合意事項

(1) 平成16年度以降の高校生の応募・推薦のあり方について

平成16年度以降、毎年、以下のとおり取扱うこととする。なお、改正する必要がある場合は、改めて検討会議を開催し、協議・検討する。

【 県内事業所への応募 】

期 日	対 応
9月16日～10月31日	一人一社応募・推薦とする。
11月1日以降	複数応募・推薦を可能とする。 なお、応募時に、専願か併願かを高校から求人事業所へ連絡する。

【 県外事業所への応募 】

応募する都道府県の応募・推薦状況に合わせる。

複数応募を応諾する企業に対して、求人票の補足事項欄に「11月1日以降複数応募可能」と記載するよう、公共職業安定所から依頼する。

(2) 職場見学、インターンシップ等高校生に対する職業意識形成支援事業の積極的実施

学校・事業主団体・行政が協力・連携し、次の事業を推進する。

職場見学会の開催

インターンシップの実施

キャリア探索プログラム(旧称:職業講話) 就職セミナー等の開催 等

具体的実施時期・内容は今後、関係機関が協議のうえ決定

(3) 事業所に対する要請

就職応募機会の拡大のための複数応募・推薦への協力

採用枠の拡大と早期の求人申込み

指定校以外の学校からの応募枠の拡大

職場見学、インターンシップの受入れ等の協力

愛媛県(愛媛県高等学校就職問題検討会議 平成16年5月17日開催)

愛媛県高等学校就職問題検討会議の開催結果について
就職慣行の見直し(申し合わせ)(抄)

1 一人一社制について

(学校側の対応)

9月30日までは、従来どおりの方法で、生徒一人一社のみの応募・推薦とし、10月1日以降は複数の応募・推薦(ただし一人二社まで)を可能とする。

公務員との併願については、就職機会の拡大という観点から、併願を妨げない方向で対処する。
(企業側への要望)
複数応募の趣旨の理解を求め、応募機会の拡大を求める。

2 校内選考について (学校側の対応)

生徒の総合評価、職業適性を考慮しつつ、「進路選択は生徒自らの意志と責任で行う」という基本を重視して、従来、ややもすれば、学業成績に偏りがちであった校内選考の在り方を見直す。

また、このために、生徒の職業意識の形成が進むよう早い段階からキャリア教育(主体的な進路選択能力の形成、望ましい職業観・勤労観の育成、職業に関する知識・技能の修得、自己の個性・適性の理解)の推進を図る。

3 指定校制について (企業側への要望)

これまで、指定校制の下で、学校と企業が長年にわたって築き上げてきた信頼関係により、安定的な求人及び採用を確保してきたことは事実であるが、均等な就職機会の確保という点から、指定校以外の学校からの応募ができるよう応募枠の拡大を求める。

4 職場見学会及びインターンシップの実施 (学校側の対応)

生徒の職業についての具体的かつ現実的な理解を促進し、適切な職業選択能力の育成や勤労意欲の高揚を図るため、職場見学会及びインターンシップなどの職場体験活動を充実させる。

(企業側への要望)

職場見学会及びインターンシップを幅広く円滑に実施するためには、多くの受け入れ企業が必要であり、企業側の積極的な学校教育への支援と関係機関の協力を求める。

また、職場見学会は、就職希望の生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的として実施するものであることから、職場見学会が求人者の採用選考の場とならないよう配慮を求める。

高知県(高知県高等学校就職問題検討会議 平成16年6月15日開催)

高知県高等学校就職問題検討会議での確認事項(申し合わせ)

- 1 採用選考開始日(9月16日)から10月末日までは、1人1社制。
11月1日以降は事業所の了解のもと複数応募(2社以内)を可能とする。
- 2 指定校制については、指定を受けなかった学校でも、高知県高等学校就職対策連絡協議会の発行する求人情報をもとに事業所へ連絡をおこない、事業所の了解があれば受験することができる従来の方式を継続し、実質的にクリアーする。
- 3 学校のおこなう校内選考については、事業所からの要望もあるので、引続き実施する。

福岡県（福岡県高等学校卒業生就職問題連絡協議会 平成16年5月7日開催）

新規高等学校卒業生の就職問題に関する申合せについて（抄）

応募・推薦のあり方

1. 求人者は、専願を希望する場合のみ、その旨、求人票に記載する。
2. 学校から、推薦依頼数を超えた推薦について要望があった場合は、企業は、可能な範囲で、これに応えるよう努力する。
3. 1人2社までの応募・推薦を可能とする。
その時期（受験日）は、12月1日以降とする。
4. 2社目の応募書類は、1社目の受験日以前に発送すること。
5. 複数応募・推薦の場合の入社承諾書並びに辞退届（様式5号）の提出期限は、2社目の結果判明の翌日から、土、日、祝日を除き3日以内とする。（なお、期限内に提出することが困難な場合は、FAX等を活用して、必ず連絡すること。）

佐賀県（佐賀県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月18日開催）

平成17年3月高等学校卒業生の就職問題に関する申し合わせ（抄）

4. 就職慣行について

高校生の就職に係る応募・推薦は、10月31日までに入社試験が行われる企業等については一人1社の応募・推薦とするが、11月1日以降に入社試験が行われる企業等については求人者の承認を得た場合に限り一人2社までの応募・推薦を可能とする。

長崎県（長崎県高等学校卒業生就職問題検討会議 平成16年2月19日開催）

平成16年度はの応募・推薦方法は、応募・推薦開始日から10月14日までは一人一社制とし、10月15日以降は複数応募・推薦を可能とする。

熊本県（熊本県高等学校就職問題検討会議 平成16年3月3日開催）

熊本県高等学校就職問題検討会議確認事項

～平成17年3月高等学校卒業予定者の応募・推薦方法等に係る申し合わせ～

1 応募前職場見学について

生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的に、応募前職場見学を実施する。

なお、学校行事等へ影響を及ぼさないよう実施予定日については、原則として夏休み期間に限定して実施する。

また、安定所は応募前職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう、求人者に対して周知・徹底を図るとともに、学校は生徒に対して必要な指導を行う。

2 指定校制（「3倍枠」を含む）について

平成14年度から全国で運用が開始された高卒者就職支援システムについては、求人者に対して求人者の公開を積極的に働きかける。

また、いわゆる「3倍枠」（推薦依頼数は求人数の3倍以内とする取扱い）については、平成15年度に廃止したところであり、平成16年度についても同様の取扱いとする。

3 複数応募・推薦について

(1) 複数応募・推薦については、10月31日までは従来どおり「1人1社制」とし、11月1日以降2社まで応募・推薦を認める。

(2) 対象となる生徒は、10月31日までに採用が内定していない生徒とする。

ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果が出ていない生徒は対象としない。

(3) 公共職業安定所は求人受理の際に求人者に対して、「11月1日以降併願の可・否」について確認し求人票に明記する。

(4) 内定の通知があった場合は、応募した事業所に対して7日以内に「内定承諾書」または「辞退書」を提出する。

4 校内選考について

希望者が特定の企業に集中した場合や本人の適性、能力等で必要な場合などについては、企業の求人条件等を踏まえて学校側が適切に対応する。

5 議事の公開

検討会議の議事経過については、原則として公開する。

また、検討会議における申し合わせ事項については、報道機関等に発表するとともに、学校及び求人者等に対して必要な周知を行う。

大分県（大分県高等学校就職問題検討会議 平成16年4月26日開催）

大分県高等学校就職問題検討会議の申し合わせについて

(1) 複数応募・推薦について

11月30日以前に選考日がある企業については従来どおり1人1社制とし、12月1日以降に選考日がある企業については、1人2社まで応募・推薦を可能とする。

宮崎県（宮崎県高等学校就職問題検討会議 平成16年2月23日開催）

宮崎県における、平成17年3月新規高等学校卒業予定者に係る
応募・推薦の取扱い

（1）応募・推薦方法について

平成16年10月31日までは従来どおり1社のみのお誘・推薦とする。

平成16年11月1日以降は2社以内の複数お誘・推薦を可能とする。

（2）指定校制について

指定校制については、企業と学校との信頼関係や企業の意向を尊重しつつ、指定を受けなかつた学校が、独自に企業と相談してお誘機会を確保することで対応することとする。

鹿児島県（鹿児島県高等学校就職問題検討会議 平成16年5月17日開催）

「鹿児島県高等学校就職問題検討会議」確認・まとめ事項（抄）

「採用選考開始日（9月16日）から9月中は従来どおり一人一社制お誘とする」

「10月1日以降は一人二社以内の複数お誘を可能とする」

「ただし、「高校生のための就職面接会」でのお誘は3社以内を可能とする」

沖縄県（沖縄県高等学校就職問題検討会議 平成16年5月12日開催）

平成17年3月新規高等学校卒業者の就職問題に関する申し合わせ（抄）

5 お誘・推薦について

県内の求人事業所にお誘・推薦する場合は、一次募集の時点から複数お誘・推薦を可能とする。但し、お誘・推薦は、3社までとする。